

千葉市消防職員希望降任制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員本人の意思を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この要綱の適用を受ける職員は、係長級以上の職にある職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職責の増大、病気等の理由により、精神的又は身体的にその職責を果たすことが困難であるもの
- (2) 家族の介護等の家庭の事情により、その職責を果たすことが困難であるもの

(降任する職の段階)

第3条 降任する職務の級は、降任を希望する職員が降任希望申出日現在に任用されている職務の級より下位の職務の級のうち、原則として本人の希望による。

(降任の申出)

第4条 降任を希望する職員は、降任申出書(様式第1号)により、所属長を通じて消防局長に申し出るものとする。

- 2 消防局長は、降任申出書の内容について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して関係書類の提出を求めることができる。

(降任の決定)

第5条 降任は、本人の希望を尊重し、消防局長が決定する。

- 2 降任の時期は、原則として前項の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。

(給料の取扱い)

第6条 降任を決定した職員の給料は、職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号）による。

(再度の昇任)

第7条 この要綱に基づいて降任を決定した職員（以下「降任職員」という。）が再度の昇任（以下「再昇任」という。）を希望するときは、再昇任希望願（様式第2号）により、所属長を通じて消防局長に申し出るものとする。

2 第5条の規定は、前項の規定による再昇任の申出について準用する。この場合において、第5条中「降任」とあるのは「再昇任」と読み替えるものとする。

3 降任職員の再昇任については、職員の任用に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第3号）による。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉市消防職員希望降任制度実施要綱第3条の規定は、平成25年度以降に降任の申出をした者について適用し、平成24年度中に降任の申出をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年12月6日から施行する。

(様式第1号)

降任申出書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市消防局長

職員番号

職 名

氏 名

(署名又は記名・押印)

私は、次のとおり降任を希望しますので申し出ます。

(希望する職務の級及び職名)

(降任を希望する理由及び降任後に従事したい職務等)

所属長の意見

所属・職名

氏名

(署名又は記名・押印)

(様式第2号)

再昇任希望願

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市消防局長

職員番号

職 名

氏 名

(署名又は記名・押印)

降任を希望した理由が次のとおりなくなりましたので、再度の昇任を希望します。

(降任を希望した理由)

(現在の状況)

所属長の意見

所属・職名

氏名

(署名又は記名・押印)